



南房総市

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編) 概要版



～脱炭素社会の実現を目指して～

令和5年6月



計画策定の趣旨

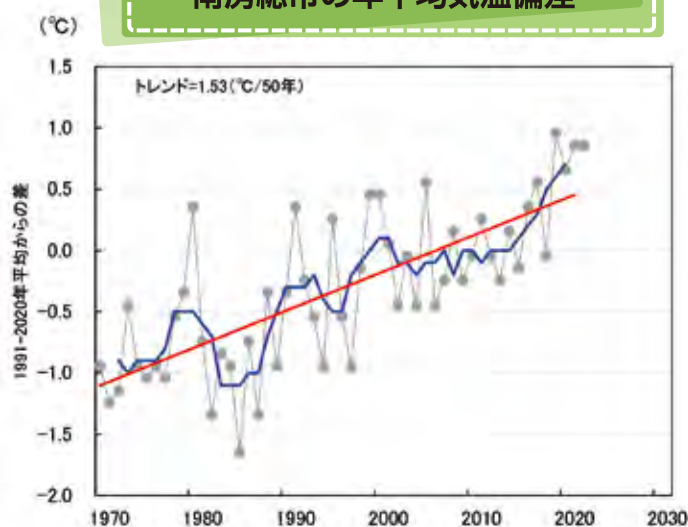
地球温暖化の現状

「地球温暖化」は、熱を吸収し地球の平均気温を保つ性質を持つ「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇する現象です。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

本市でも50年あたり1.53℃の割合で年平均気温の上昇が観測されており、地球温暖化による影響と考えられます。

南房総市の年平均気温偏差

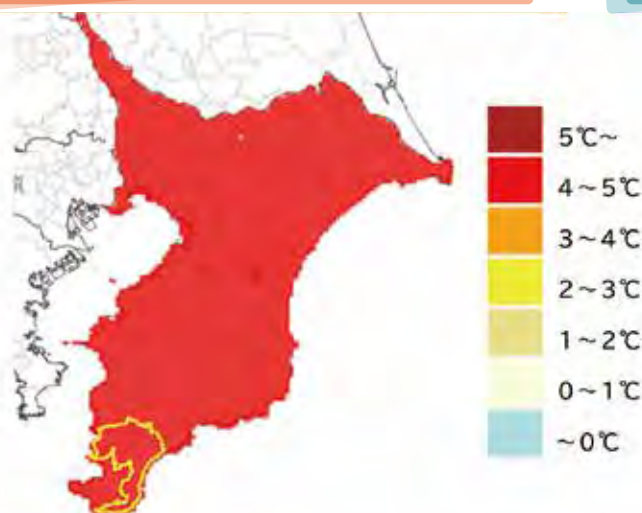


地球温暖化の将来

このまま気温が上昇した場合、北極圏の海水が夏季にほとんど存在しない状態となるほか、地域により降水量が増加または減少する可能性が高いことが予測されています。

本市においても、現状を上回る追加的な地球温暖化対策を実施しなかった場合、4～5℃、厳しい地球温暖化対策を実施した場合でも1～2℃、今世紀末に年平均気温が上昇することが予測されています。

追加的な地球温暖化対策を実施しなかった場合



厳しい地球温暖化対策を実施した場合



(注) 以下の設定条件に基づく本市の予測結果を示しています。

- ・データセット：NIES2019データ
- ・対象期間：基準期間（1981～2000年）と21世紀末（2091年～2100年）との比較
- 出典：気候変動適応情報プラットフォーム 2022年11月8日利用

本市における地球温暖化対策

世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、2050（令和32）年頃にカーボンニュートラルとすることが必要です。

本市においても、2021（令和3）年8月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。



出典：脱炭素ポータルサイト（環境省）

カーボンニュートラルとは？

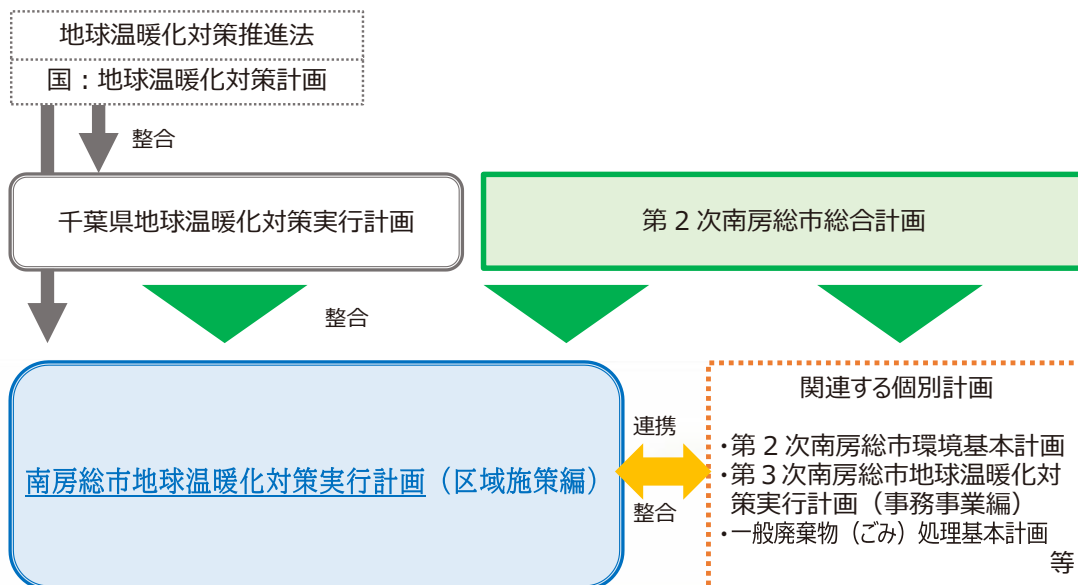
温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

計画の基本的事項

計画の目的

本計画は、本市の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出の削減等を行うため、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定します。関連する計画と連携しながら推進します。

計画の位置づけ



計画期間

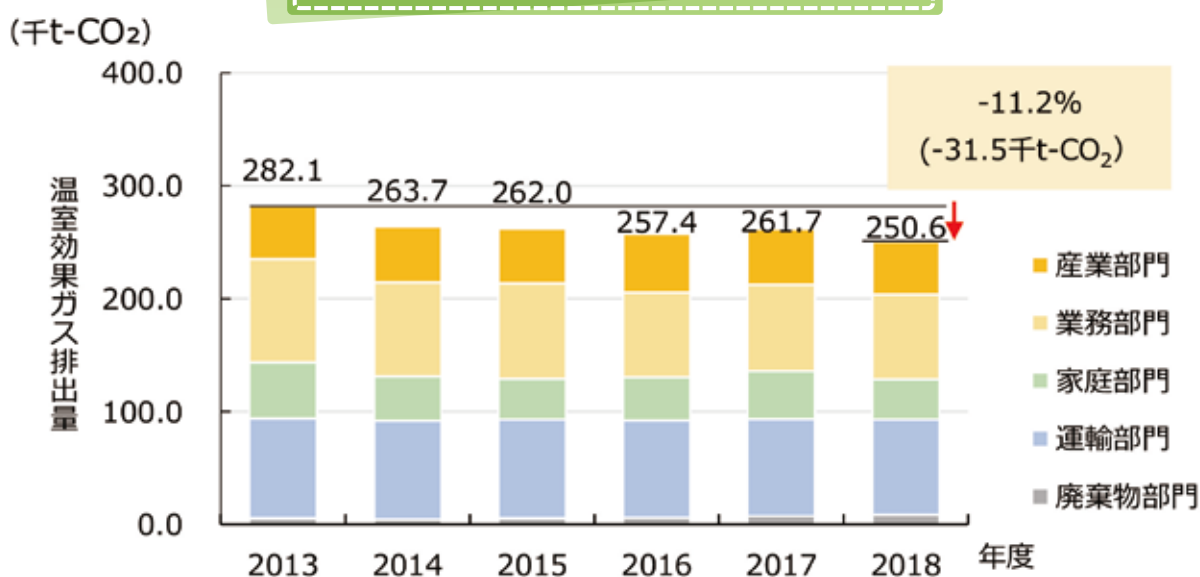
計画期間は2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

温室効果ガス排出量の現状

南房総市の温室効果ガス排出量

本市の2018（平成30）年度における温室効果ガス排出量は、250.6千t-CO₂となっています。再生可能エネルギー発電設備・省エネルギー設備の普及、自動車の燃費効率の向上などにより、2013（平成25）年度以降は減少傾向で推移しています。

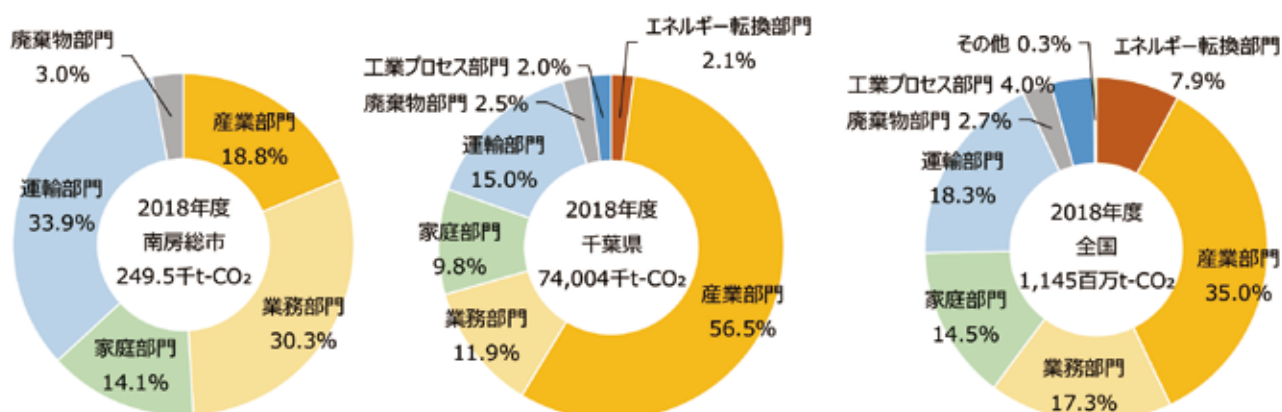
本市の部門別室温効果ガス排出量の推移



本市の部門別二酸化炭素排出量割合は、産業部門が18.8%、業務部門が30.3%、家庭部門が14.1%、運輸部門が33.9%、廃棄物部門が3.0%を占めます。

千葉県や国と比較し、産業部門の割合が低く、業務部門や運輸部門の割合が高いことが特徴です。

部門別二酸化炭素排出量の割合

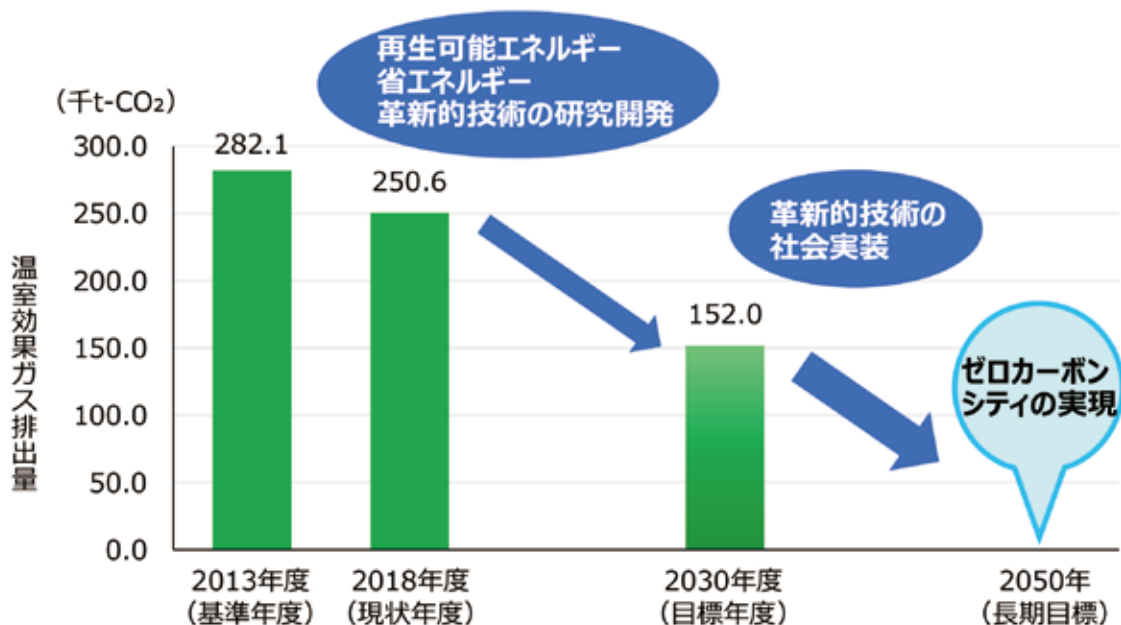


温室効果ガス排出量の削減目標

本市は、温室効果ガスの排出量について、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比 46%以上の削減を目指します。また、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとすることを目指します。

計画目標 (短期目標)	2030(令和12)年度までに 2013(平成25)年度比で 46%以上削減	長期目標	2050(令和32)年までに ゼロカーボンシティ実現
------------------------	--	-------------	-------------------------------

ゼロカーボンシティの実現に向けた市の目指す姿へのロードマップ



ゼロカーボンシティの実現に向けた市の目指す姿

- 市民の意識改革や行動変容が進み、一人ひとりが自発的に脱炭素化に取り組んでいる社会が実現しています。
- あらゆる場面において、太陽光発電や森林資源等の再生可能エネルギーの利用が実現しています。
- 徒歩や自転車で暮らしやすい環境整備等を通じて、子どもから高齢者まで安全・安心で暮らせるまちづくりが進んでいます。
- 循環型社会が浸透し、持続的に発展する社会が実現しています。

温室効果ガス排出量の削減対策等

基本方針1：省エネルギー対策

エネルギー起源の二酸化炭素を削減するためには、省エネルギー化を進めることが重要です。

市民・事業者の一人ひとりの日常生活・事業活動における節電や省エネルギーを徹底し、脱炭素型ライフスタイルへの転換や省エネルギー機器の導入などのエネルギー消費を減少させる取組を進めていきます。

①省エネルギー設備の普及

- ・住宅における高効率省エネルギー機器や家庭用燃料電池システム（エネファーム）などの導入助成や情報提供を実施します。
- ・地球環境問題に関する民間団体の活動やイベントの開催などを支援します。また、クールチョイスの実施を啓発します。

②住まい・建築物の省エネルギー対策

- ・住宅における熱流入および熱流出の大半を占める窓やドア等に対する断熱改修への助成や情報提供を実施します。
- ・新築住宅や新築建築物におけるZEH・ZEBの普及を促進します。

など

基本方針2：再生可能エネルギーの導入・利用促進

近年、導入量が増えている太陽光発電に加え、木質バイオマスについても本市は大きなポテンシャルを有していると考えられます。

市域における再生可能エネルギーの導入について、地域振興の観点も踏まえ、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

①太陽光発電設備の導入

- ・荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に関する情報提供、農地所有者とのマッチングを支援し、その有効活用を図ります。
- ・住宅における太陽光発電設備や太陽光熱利用システム、定置用リチウムイオン蓄電システムなどの導入への助成や情報提供を実施します。

②バイオマス資源の活用

- ・間伐材・流木・おがくず等木質バイオマスを利用する団体を支援します。

③再生可能エネルギー等の普及啓発

- ・市民・事業者に、再生可能エネルギー由来の電力の利用について普及啓発を行い、その切り替えを促します。

など

基本方針3：脱炭素型のまちづくり

本市の二酸化炭素排出量削減においては、特に自動車からのエネルギー消費を抑制することが重要になります。

本市では高齢化が進んでおり、公共交通等の利便性向上を図るとともに、徒歩や自動車ですぐらしやすい環境整備を通じて、健康にも資する脱炭素型のまちづくりや吸収源対策を進めます。

①自動車の環境負荷低減

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車に関する支援や普及啓発を行い、導入を促進します。

②公共交通等の利便性向上

- ・環境負荷が少なく市民が利用しやすい交通環境の整備を推進します。

③施設・設備の適正配置

- ・公共施設や避難所、防災拠点が集積する拠点を中心に、太陽光発電設備と蓄電地の一体的な導入を推進し、レジリエンス向上を図ります。

④吸収源対策

- ・脱炭素社会の実現に向けた吸収源対策や土砂災害の防止など、森林の持つ公益的機能を保全していくため、森林経営計画に即して森林と林道を計画的に整備します。

など

基本方針4：廃棄物の発生抑制

廃棄物部門からの温室効果ガス排出量削減には、ごみの減量化やプラスチックごみの削減に向けた取組が重要となります。

廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用、再生利用等の取組を促進するとともに、家庭・事業者に向けた廃棄物の発生抑制の取組を支援します。

①5Rの推進

- ・環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、5R活動等ごみに関する啓発活動や情報提供を行うことで、ごみの資源化・減量化に取り組めます。

②適正処理の推進

- ・ごみゼロ運動などの環境美化活動を通じて、清潔で美しいまちづくりを進めることで、美化意識の向上を図り、廃棄物の発生抑制に向けた意識を醸成します。

③フロン類対策の推進

- ・フロン類の適正な充填及び確実な回収を促進するとともに、フロン排出抑制法に基づく義務等の確実な実施について、事業者に対する周知や指導を行い、漏えい防止対策の徹底を図ります。

など

計画の推進体制

計画の推進体制

地球温暖化対策の推進には、市民・事業者・市等のあらゆる主体が協働することが重要であるため、以下の体制のもと着実な推進を図ります。

全ての人々が自分ごととして捉え、率先して行動を起こすことが重要です。

南房総市 環境審議会	南房総市環境基本条例に基づき、学識経験者や市議会議員によって構成されます。市長の諮問に応じて調査審議し、意見・答申をします。
市民・事業者	環境問題に関する情報提供・支援などを通じて、本計画に基づく取組を実施します。また、環境意識の醸成を図ります。
地球温暖化 対策推進委員会	副市長を委員長、建設環境部長を副委員長、各部長等を委員とし、計画の推進、実施状況の点検・評価、改善指示等を行います。
各担当課	所管する事業に本計画に掲げる施策等を反映させ、より具体的に取組を推進します。また、事務局との連絡調整や施策の進捗状況の報告を行います。
事務局 (環境保全課)	推進体制からの報告や南房総市環境審議会からの答申などについて、結果を取りまとめて公表します。また、市民・事業者へ情報提供を行います。
国・県・ 近隣自治体	市が単独で対応することが難しい取組については、国や県、近隣自治体との協力・連携を図りながら対応していきます。

計画の進行管理

本計画は、「計画：Plan」、「実行：Do」、「点検・評価：Check」、「見直し：Act」という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

必要に応じて、目標や取組の見直しを行います。



南房総市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和5年6月

発行：南房総市 建設環境部環境保全課

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地

HP：https://www.city.minamiboso.chiba.jp/